

学習塾の費用を 助成します

月額最大
1万円

※ 中学3年生は、
7・8・12・1月
のみ月額最大
1万5千円に拡大



利用者

学習塾へ入塾の申し込み

自己負担額(助成金額を
超える費用)の支払い

指定学習塾

(国・社・数・理・英)

助成金額の支払い

利用の申し込み

利用の決定

大分市子どもの学習支援事業
運営事務局(大分市委託)
社会福祉法人 グリーンコープ
(097-535-8550)

大分市役所



※大分市ホームページに
リンクしています

対象者

次の(1)、(2)のどちらにも該当する方

- (1)大分市内に居住している中学生又は特別支援学校中等部に在籍している方
- (2)就学援助、生活保護又は就学奨励費(支弁区分IIに限る)を受給している世帯

利用方法

●申請方法

・就学援助を受給している世帯(就学奨励費も同様)

申請書に大分市教育委員会などが発行する「就学援助の決定について」のコピーを添えて「大分市子どもの学習支援事業運営事務局」に提出してください。

・生活保護を受給している世帯

申請書を「大分市子どもの学習支援事業運営事務局」に提出してください。

●利用決定者には「大分市子どもの学習支援事業助成決定通知書」と「指定学習塾リスト」が送られてきます。

●「指定学習塾リスト」にある学習塾に申し込みをしてください。

●学習塾費用(月謝・教材費・テスト代に限る)のうち月額上限1万円は市役所が支払いますので、それを超える金額が自己負担額となります。

例 学習塾費用が月額12,000円の場合は、自己負担額は2,000円。学習塾費用が月額8,000円の場合は、自己負担額はありません。



利用にあたってのQ&A

Q1

就学援助、生活保護又は就学奨励費を受給していれば、学習塾に行けば費用助成してくれますか？

15:31

既読
15:31

運営事務局に申請書を提出して下さい。決定後に費用助成を受けることができます。

Q2

申請書を提出したら、いつから助成を受けられますか？

15:33

既読
15:33

決定の際は、「大分市子どもの学習支援事業助成決定通知書」が届きます。その決定日の翌月より助成を受けられます。

Q3

就学援助もしくは生活保護などではなくなったときは一旦決定した費用助成の決定は取り消されますか？

15:34

既読
15:34

助成決定通知書の助成の期間は利用可能です。

Q4

市外転出後も続けて事業の利用ができますか？

15:35

既読
15:35

市外に転出した翌月から費用助成の資格がなくなります。市外転出の際は運営事務局にお知らせください。

Q5

長期間学習塾を欠席した場合の費用助成はどうなりますか？

15:36

既読
15:36

理由なく2か月間連続した欠席の場合は2か月目の費用助成はできません。たとえば9月6日(9月1回目)の出席を最後に10月・11月を全て欠席した場合、10月は費用助成の対象となりますが、11月は対象となりません。なお、入院等、長期欠席の理由がありましたら運営事務局にお知らせください。

Q6

学習塾に2か所行くので、助成費用をそれぞれ5,000円ずつ支給してほしい。

15:37

既読
15:37

助成対象は1カ所の学習塾(複数教科は可)に限ります。

Q7

実際に利用している人の声を教えてほしい。

15:38

既読
15:38

(利用者の声)学習塾費用を助成していただいたおかげで、本当に希望していた高校へ進学することができました。子どもは将来の夢に一步近づくことができたことと喜んでます。子どもにも、希望を持って学習する機会を与えてくださり、本当に感謝致します。



*この事業で知り得た個人情報については、事業実施に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。その他不明な点等がありましたら、大分市子どもの学習支援事業運営事務局にお問い合わせください。

申請先及び問い合わせ先

大分市子どもの学習支援事業運営事務局(大分市委託事業)

住 所 〒870-1123 大分市大字寒田415番地の1

名 称 **社会福祉法人グリーンコープ** 電話 **097-535-8550**

業務時間 9:30~18:00(月~金)